

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合状況（平成27～29年度）

○条例の対象：施設の新築や出入口、廊下など整備基準に関わる部分の増改築等を行った公共的施設

○届出数：平成27～29年度の各年度において、条例に定める「新築等の届出」があった公共的施設

【届出のあった公共的施設の内訳】 (単位：件)

区 分		H27	H28	H29
1	病院・診療所等	5	7	4
2	劇場、観覧場、映画館等			
3	集会場・公会堂等	2	1	4
4	展示場等			
5	物品販売業を営む店舗	21	30	21
6	ホテル・旅館等	3	7	8
7	老人福祉施設等	24	12	18
8	遊技場・体育館等		1	1
9	博物館・美術館等			
10	公衆浴場等			1
11	飲食店	6	9	12
12	サービス業を営む店舗	1	1	2
13	金融保険業を営む店舗	2	2	
14	自動車車庫			
15	公衆便所			
16	公益上必要な建築物			1
17	学校	1	1	2
18	事務所	1	4	3
19	共同住宅・寄宿舎等		2	
20	地下街等			
合 計		66	77	77

【整備対象箇所の内訳】 (単位：件，%)

整備対象箇所	全項目において基準に適合している施設			一部の項目において基準に適合していない施設			全項目において基準に適合していない施設			
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	
1	出入口	30(48.4)	33(44.5)	44(57.9)	32(51.6)	40(54.1)	32(42.1)	0(0.0)	1(1.4)	0(0.0)
2	廊下等	12(25.0)	6(8.3)	7(10.4)	34(70.8)	55(76.4)	45(67.2)	2(4.2)	11(15.3)	15(22.4)
3	階段	3(12.0)	5(18.5)	11(35.5)	22(88.0)	21(77.8)	19(61.3)	0(0.0)	1(3.7)	1(3.2)
4	エレベーター	3(33.3)	3(37.5)	6(30.0)	6(66.7)	4(50.0)	14(70.0)	0(0.0)	1(12.5)	0(0.0)
5	便所	24(41.4)	20(28.2)	25(34.3)	25(43.1)	36(50.7)	35(47.9)	9(15.5)	15(21.1)	13(17.8)
6	駐車場	11(26.8)	14(25.9)	17(31.5)	6(14.6)	17(31.5)	14(25.9)	24(58.5)	23(42.6)	23(42.6)
7	敷地内通路	5(8.9)	5(7.9)	9(13.1)	51(91.1)	56(88.9)	53(76.8)	0(0.0)	2(3.2)	7(10.1)
8	洗面所	24(45.3)	11(20.0)	29(50.0)	13(24.5)	23(41.8)	18(31.0)	16(30.2)	21(38.2)	11(19.0)
9	浴室等	10(66.7)	6(42.8)	15(79.0)	4(26.7)	6(42.9)	2(10.5)	1(6.7)	2(14.3)	2(10.5)
10	シャワー室等	1(20.0)	2(28.6)	3(75.0)	1(20.0)	4(57.1)	1(25.0)	3(60.0)	1(14.3)	0(0.0)
11	観覧席等	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)
12	公衆電話所	0(0.0)	0(-)	0(-)	1(100.0)	0(-)	0(-)	0(0.0)	0(-)	0(-)
13	カウンター	8(33.3)	11(22.9)	12(25.5)	1(4.2)	0(0.0)	0(0.0)	15(62.5)	37(77.1)	35(74.5)
14	案内標示	5(38.5)	9(20.9)	11(29.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	8(61.5)	34(79.1)	26(70.3)
15	改札口	2(100.0)	0(-)	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	2(100.0)	0(0.0)	0(-)	0(0.0)
16	授乳場所	8(72.7)	14(50.0)	11(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	3(27.3)	14(50.0)	22(66.7)

【平成29年度の状況と分析】

全項目に適合している割合が高いのは、浴室等(79.0%)、シャワー室等(75.0%)であり、全項目において基準に適合していない割合が高いのは、カウンター(記載台)(74.5%)、案内標示(70.3%)となっている。
理由としては、ホテルや老人ホーム等において、基準に適合した浴室やシャワー室等の整備が図られていること、一方で、物品販売業を営む店舗などの比較的小規模な施設において基準に適合していない割合が高いことから、限られた敷地・建築面積のなかで奥行きのあるカウンターや、案内標示を設置するスペースの確保が困難な事情があるものと考えられる。